

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

諫早市民は、「～輝く未来 いのちのために～ わたくしの願い 永遠の平和」「人が輝く諫早市」と「非核と平和の都市」の宣言をし、自由で平和な社会が維持されることを念願している。

国民の安全を確保し平和を維持するためには、国において、諸外国と友好に努め、一層の外交努力が払われることがなによりも重要であり、市としても、今後とも平和への働きかけを行っていくものである。

しかしながら、万が一、武力攻撃事態等に至った場合、市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有することから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、諫早市の国民の保護に関する計画を作成するものである。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 資料編 (避難実施要領)

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は不要。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、差別的取り扱いをしてはならず、思想及び良心の自由、表現の自由を侵してはならない。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

※【外国人への国民保護措置の適用】

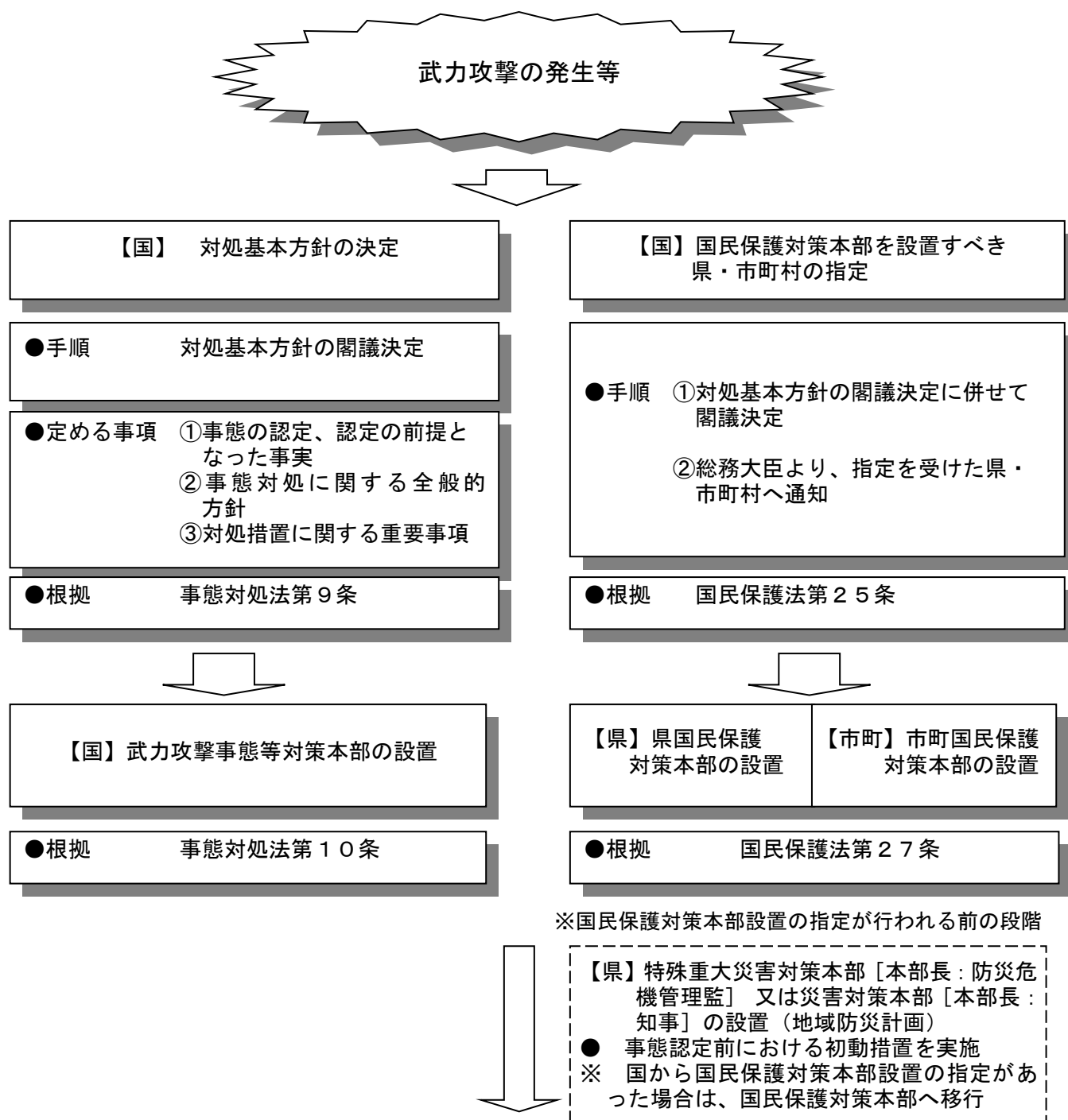
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み

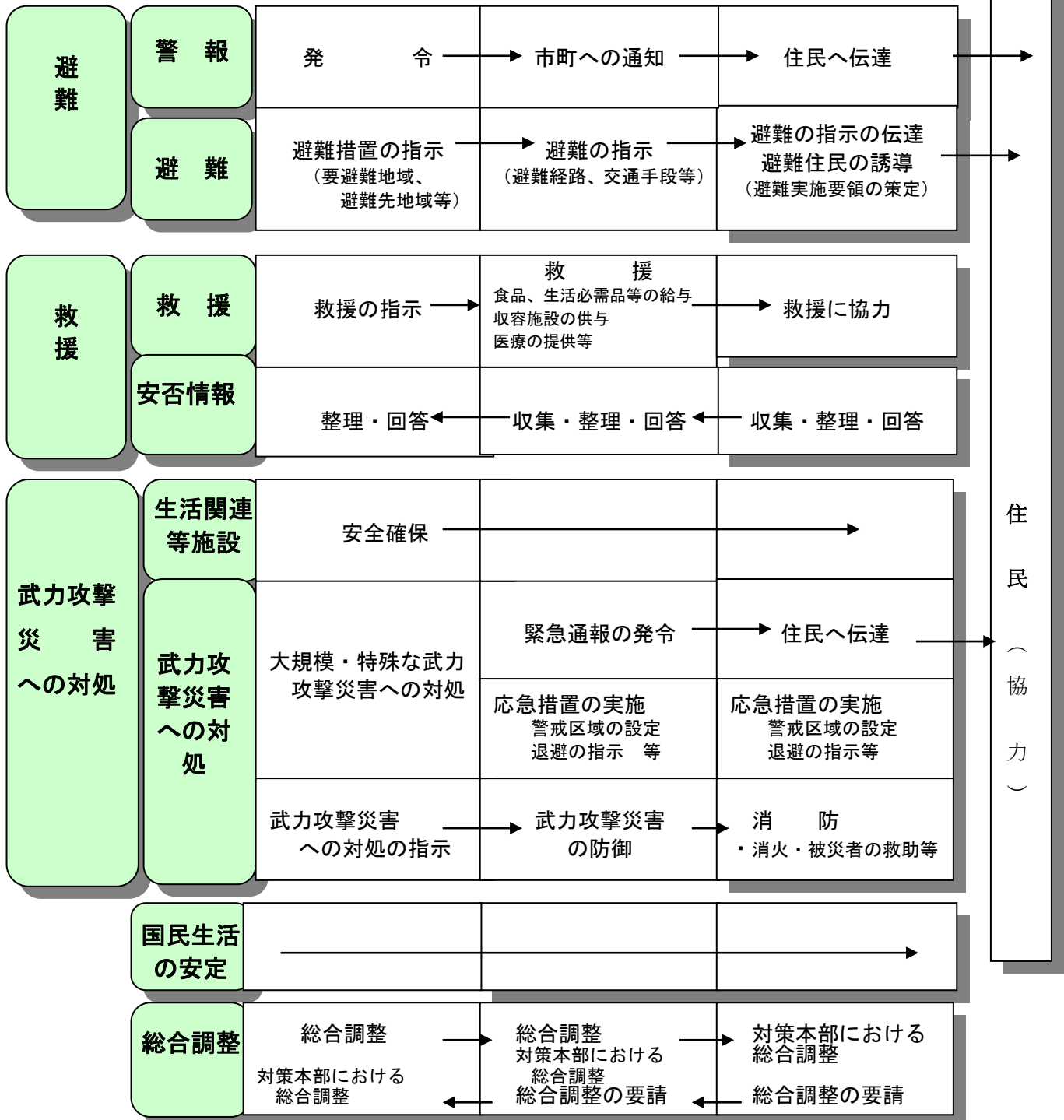


国民保護措置の実施

国（対策本部）

県（対策本部）

市（対策本部）



指定公共機関 ・ 放送事業者による警報等の放送 ・ 日本赤十字社による救援への協力
指定地方公共機関 ・ 運送事業者による住民・物資の運送 ・ 電気・ガス等の安定的な供給

○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係機関の連絡先

【指定地方行政機関】

関係機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
九州防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
長崎税関	1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	1 援助等に係る情報の収集及び提供
長崎労働局	1 被災者の雇用対策
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧

九州森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 援助物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	1 運送業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の支持 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生による汚染状況の収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【関係機関計 18 機関】

関係機関（自衛隊）の名称
長崎地方協力本部
陸上自衛隊 西部方面総監部
海上自衛隊 佐世保地方総監部
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部

【自衛隊 4 機関】

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容放送

運 送 事 業 者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取り扱い
電 気 事 業 者	1 電気の安定的な供給
ガ ス 事 業 者	1 ガスの安定的な供給
水 道 事 業 者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日 本 赤 十 字 社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日 本 銀 行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持

【関係市町機関】

○市に隣接する市・町相互応援協定

機 関 の 名 称	協 定 内 容
長崎市	災害相互応援協定 九州新幹線西九州ルート沿線5市災害応援協定
島原市	災害時における相互応援協定
大村市	諫早土木事務所管内災害時防災相互応援協定 消防相互応援協定 九州新幹線西九州ルート沿線5市災害応援協定
雲仙市	消防相互応援協定 災害時における相互応援協定
南島原市	災害時における相互応援協定
長与町	消防相互応援協定

岡山県津山市	災害時における相互応援協定
島根県出雲市	災害時における相互応援協定
佐賀県太良町	消防相互応援協定 災害時における相互応援協定
佐賀県武雄市	九州新幹線西九州ルート沿線 5 市災害応援協定
佐賀県嬉野市	九州新幹線西九州ルート沿線 5 市災害応援協定
佐賀県鹿島市	災害時における相互応援協定
佐賀県江北市	災害時における相互応援協定
佐賀県白石市	災害時における相互応援協定

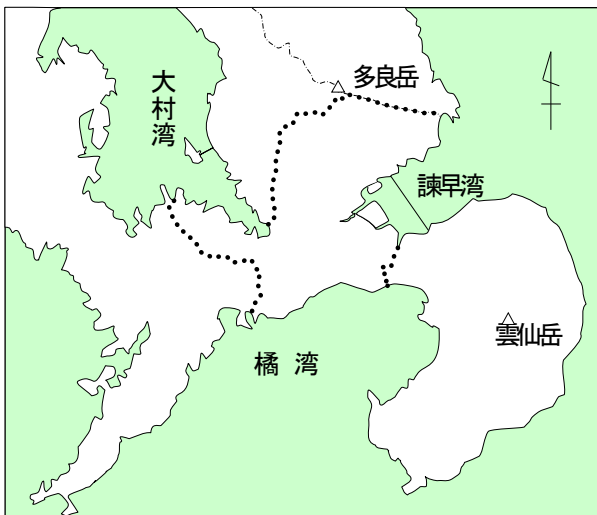
【その他の機関】

「指定行政機関等」「国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊）」、「関係指定公共機関」、「県（出先機関）」、「市機関（教育委員会含む）」、「消防機関」、その他の関係機関（自治会・町内会、大規模集客施設等）の連絡先については、別途「資料編」に一覧性を持った資料として整理しておくものとする。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形



本市は、長崎県南の中央に位置し、長崎・島原・西彼杵の各半島の結節部を占め、東に有明海、西に大村湾、南に橘湾という特性の異なる3つの海と美しくそびえる多良山系の山々、広大な干拓地や肥沃な丘陵地帯など自然の恵みの多い地域である。

北部は、標高千メートル級の多良山系で、有明海に向けてなだらかなに裾野を広げる山ろく台地が本明川をはじめとする大小の河川に刻みこまれ、広大な森林地帯と轟溪流や富川渓谷がある地域である。

中央部は、多良山麓と南部丘陵に挟まれて東の有明海に向かって諫早平野（干拓地）が広がり、その扇状の要部を占め市街化区域、中央部に上山公園、御館山公園など大規模な自然緑地を有した地域である。

西部は、波静かなる内海の大村湾が入り江を深くいりこみ、変化に富んだ海岸線を有しており、海に映えたみかん畑や田園景観が落ち着いた地域である。

南部は、肥沃な丘陵地帯が東シナ海に開ける外海の橘湾へ落ち込み、有喜から唐比にかけては、断崖を形成している温暖な気候畑作地帯である。

○ 面積

市の面積は341.79平方キロメートルで、1平方キロメートル当たりの人口密度は、391人である。（令和6年1月1日現在）

○ 極地の経緯度

東端は小長井町東部、佐賀県太良町に隣接する地点 東経130度12分4秒

西端は多良見町西部の佐瀬地区で、西彼杵郡長与町に接する地点

東経129度53分8秒

南端は飯盛町橘湾岸の上の島の地点

北緯32度45分00秒

北端は高来町北部の多良岳金泉寺付近の地点

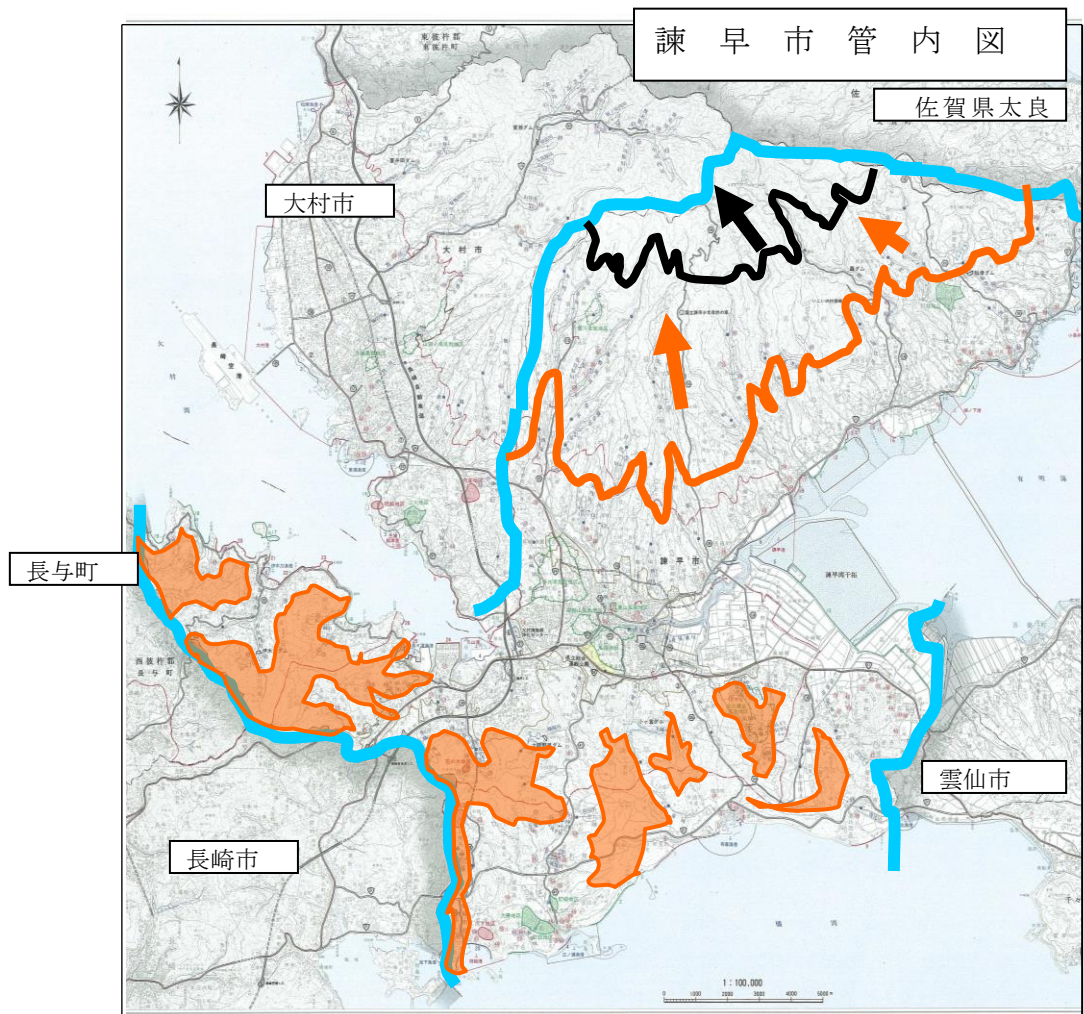
北緯32度58分18秒

市域の東西の経緯差 8分56秒

南北の緯度差 13分18秒

そのほぼ中央に諫早市役所（東経130度3分21秒、北緯32度50分27秒）は位置している。

諫早市地形図 (標高等)



凡 例

標高100m以上
 標高500m以上

市 境 界
 高い方への

(2) 気 候

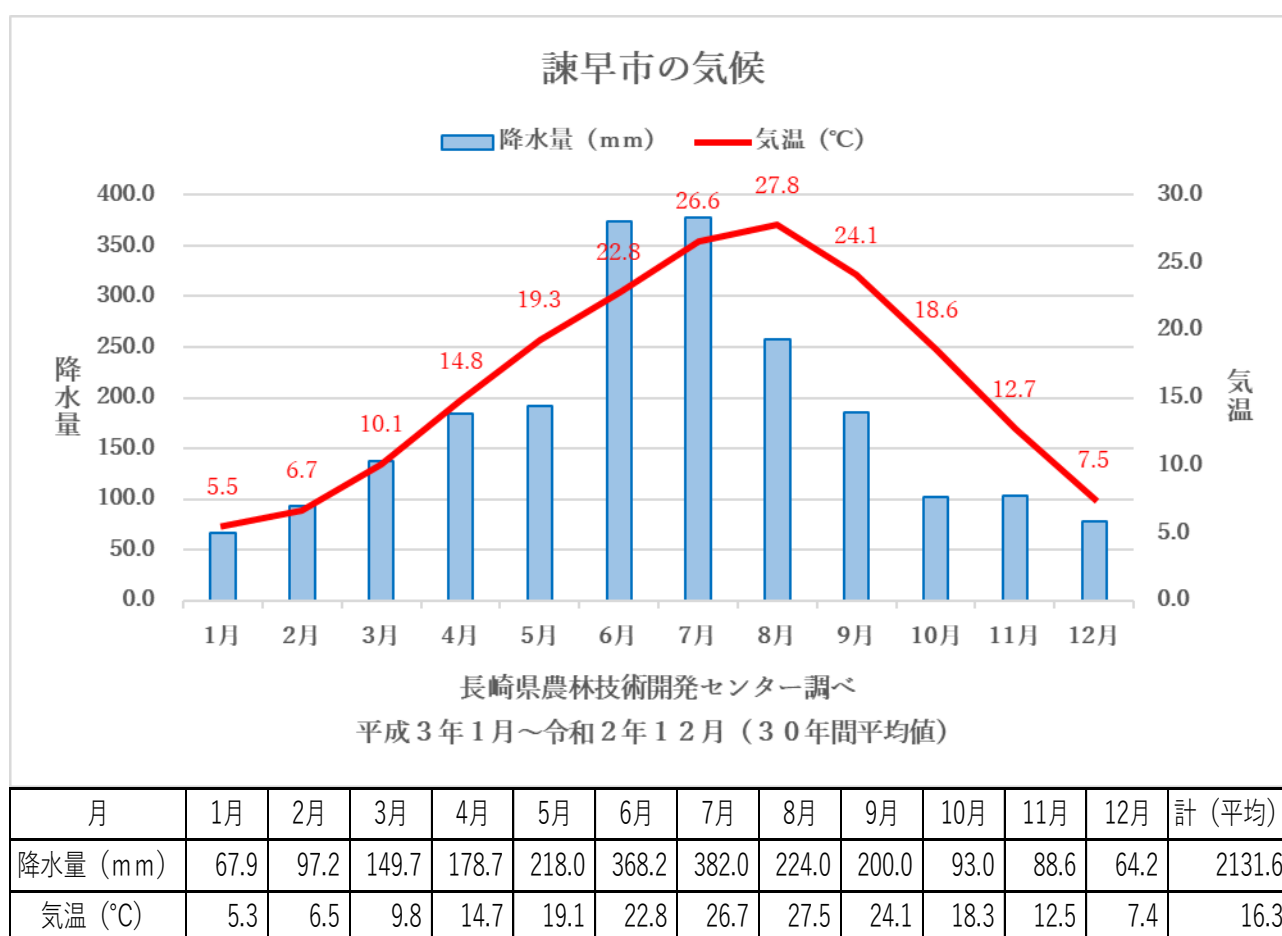
諫早地方は、城山（諫早公園）の樹木が暖地性樹叢としてその気候は温和であり、多良山麓はかすみが多く、南風に恵まれ、平年の月平均気温は冬季4～6度、夏季26～28度程度で年平均では16度位である。

風は冬に多良風が北から吹き降ろすが、年間の風向は1～3月は北西の風、6～7月は南東ないし南西の風で、その他の月は東の風となっている。

湿度は70％から80％で1年を通じあまり変化が見られない。

降雨量は温暖多雨のたとえを免れず、梅雨期及び台風期にあたる6月～9月には月雨量は200mm～450mm程度に達する。

諫早市の気象



(3) 人口分布

人口は、133,852人（令和2年国勢調査）うち男63,544人、女70,308人で、その内、諫早地域が91,942人、68.7%を占めている。また、諫早地域と多良見地域の市街化区域内に人口が集中している。

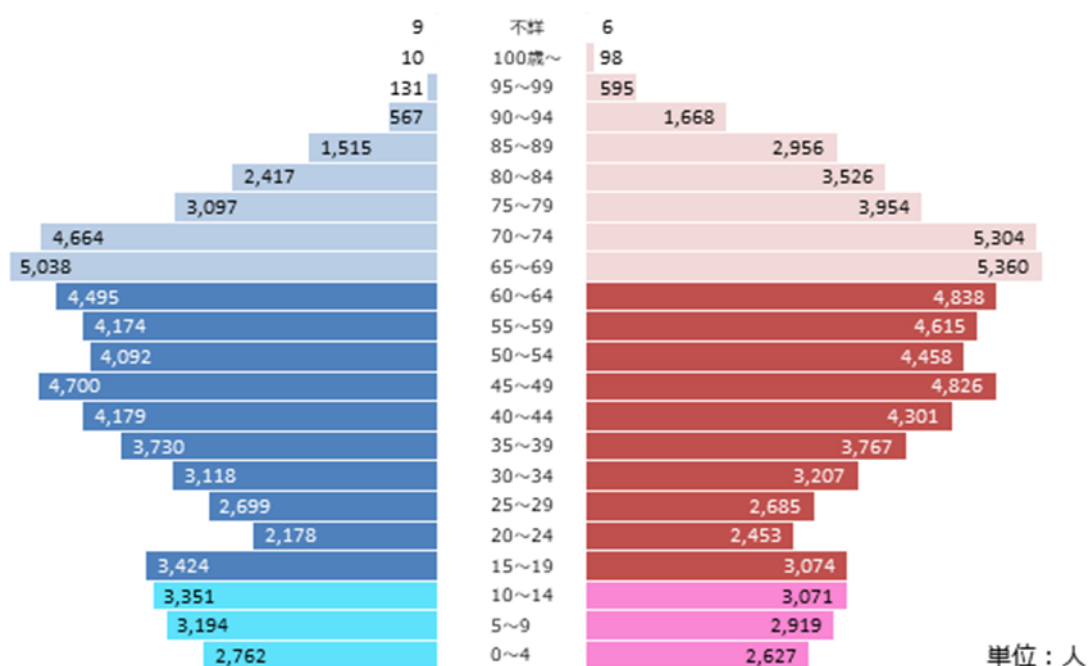
（単位：人）

	人 口		計	人口密度 (1 km2当り)
	男	女		
諫早地域	43,883	48,059	91,942	632.0
多良見地域	7,493	8,342	15,835	420.1
森山地域	2,344	2,750	5,094	219.0
飯盛地域	3,227	3,539	6,766	272.5
高来地域	4,455	4,881	9,336	187.6
小長井地域	2,142	2,737	4,879	157.7
諫早市	63,544	70,308	133,852	391.6

人口ピラミッド

男性計：63,544人

女性計：70,308人



(4) 道路の位置等



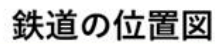
本市は、長崎市と島原半島や大村、東彼、佐賀鹿島方面を結ぶ交通の要所をなしている。

高速自動車国道が長崎市から本市を經由し、大村市、佐賀へと延びている。

国道は、長崎市から本市中央部を通過し、大村市へ向かう国道34号、また島原半島を經由し、熊本へ延びる57号、長与町から中央部を通過し、佐賀へ向う207号、長崎市から橘湾沿いを走る251号線と4本の一般国道が本市を通過している。

また、国道は、国道間を結ぶとともに、地域の主要道路として、県道・主要市道とを結んでいる。

1) 鐵道



① 西九州新幹線は、博多（福岡県）から長崎を結ぶ高速鉄道路線であり、武雄温泉から長崎間 66 km がフル規格で運行されている。

③ 大村線は、大村湾沿いに、早岐駅（佐世保市）から諫早駅までの区間で、長崎市から佐世保市を結ぶ路線となっている。都市間連絡列車（快速）が運行されている。

J R諫早駅を基点として、島原外港駅まで結ぶ地方鉄道（私鉄）であり、市内にも8箇所の駅があり、通勤通学の重要な路線となっている。

本市の地方港湾は、大村湾に面した久山港、諫早湾に面した城の下港、小長井港、橘湾に面した田結港がある。

– 16 –



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期間に及ぶことも想定。
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
突発的に被害が発生することが考えられる。
- ③ 弾道ミサイル攻撃
発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間で着弾が予想される。
- ④ 航空攻撃
弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来